

令和4年度 岡山県備北保健所運営協議会 次第

日時：令和4年10月31日（月）

14:30～15:30

場所：高梁総合文化会館 2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員・職員紹介

4 議 事

（1）令和4年度備北保健所重点施策

（2）意見交換

5 閉 会

令和4年度 備北保健所運営協議会 出席者名簿

令和4年10月31日

所 属 (役職名)	氏 名	備 考	出欠
高梁医師会長	仲田 永造		
新見医師会長	太田 隆正		
高梁歯科医師会会員	樋口 將		
新見歯科医師会長	宮地 芳之		欠席
岡山県薬剤師会高梁支部長	小川 慎治		
岡山県看護協会高梁支部役員	田中 茂登美		
備北保健所高梁愛育委員会長	森末 敏恵		
備北保健所新見愛育委員会長	平田 国子		
備北保健所高梁栄養改善協議会長	長江 紗代		
備北保健所新見栄養改善協議会長	谷村 悅子		
高梁食品衛生協会長	三宅 亮三		
新見食品衛生協会長	尾藤 嘉記		欠席
高梁市民生委員児童委員協議会長	渡邊 俊雄		
岡山県栄養士会高梁支部長	大久保 加容子		欠席
岡山県議会議員	大森 一生		欠席
岡山県議会議員	小林 義明		
高梁市長	近藤 隆則		
新見市長	戎 斎	代理: 大田 好江 (新見市福祉部長)	
高梁市消防本部消防長	川本 雅之		
高梁警察署長	岸淵 秀夫	代理: 斎藤 健介 (高梁警察署生活安全刑事課長)	
新見警察署長	一柳 勉		

(順不同) 17/21

(事務局)

備北保健所長	宮原 勲治
備北保健課長	平田 敏子
備北衛生課長	中尾 美江
新見地域保健課長	前原 幹子
備北保健課地域保健班長	柳川 美香
備北保健課保健対策班長	上田 祥子
新見地域保健課地域保健班長	前田 知子
新見地域保健課保健対策班長	谷野 弥生

岡山県備北保健所運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県備北保健所運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を岡山県備北保健所（以下「保健所」という。）に置く。

(目的)

第2条 協議会は地域保健法第11条により設置し、保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について協議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、市、関係行政機関、医療関係団体等の代表者又は職員、学識経験者等の中から岡山県知事が委嘱した者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は2年以内とし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 会議の必要のあるとき会長がこれを召集する。

2 委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は保健所において処理する。

(その他)

第8条 この会則で定めるもののほか必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成21年4月1日から施行する。

保健所運営協議会条例

昭和 29 年 3 月 30 日
岡山県条例第 12 号

改正 平成 6 年 9 月 30 日条例第 32
号
平成 9 年 3 月 25 日条例第 12 号

(設置)

第 1 条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条の規定により、保健 所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(名称)

第 2 条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会 福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者 のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員 としての適格性を欠くに至ったと認められるときは、知事は、協議会の意見を 聴いて、これを解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 12 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。